

令和2年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第4条第2項の規定により、令和2年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

1 取扱事件の審査の実施状況

令和2年12月31日現在

No	事件番号	申立事項	申立年月日	終結区分	調査回数	審問回数	審査の期間の日数
			終結年月日				
1	平成30年(不)第2号	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文交付	H30.12.26	棄却	4	1	461
			R2.3.30				
2	平成31年(不)第2号	①団体交渉応諾 ②原職復帰 ③バックペイ	H31.3.27	棄却	4	1	494
			R2.8.1				
3	令和元年(不)第3号	①差別的取扱いの禁止 ②謝罪文掲示	R1.10.10	棄却	4	1	429
			R2.12.11				

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

2 審査の期間の目標の達成状況

令和2年に終結し命令を発出した3件の審査期間は、それぞれ461日（約1年3月）、494日（約1年4月）、429日（約1年2月）となっており、目標を達成している。

<参考>

○審査の期間の目標について 1年6月（平成17年5月6日沖縄県労働委員会公告）